

令和6年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き

深 川 市

日頃より、市税業務につきましては特段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
固定資産税の課税対象となるものには、土地や家屋のほか、償却資産(事業用資産)があります。

さて、地方税法第383条の規定により、償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の所有状況を、資産の所在する市町村に申告していただくことになっております。

つきましては、申告書を作成のうえ期限までに深川市役所税務財政課課税係まで提出くださいますようお願いいたします。

なお、「申告の手引き」「申告書」は、深川市のホームページからもダウンロードできます。

提出期限

令和6年1月31日(水)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵送またはeLTAX(電子申告)での提出にご協力願います。

提出先 および 問合せ先

深川市役所 企画総務部 税務財政課 課税係 (本庁舎1F)
〒074-8650 深川市2条17番17号
電話 0164-26-2166

申告が 必要な方

令和6年1月1日現在、深川市内に償却資産を所有している、または深川市内の事業所などに償却資産を賃貸している個人・法人の方です。

申告書の提出について

※ 申告書を郵送で提出される方で、控用について返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※ インターネットを利用した申告(電子申告)も可能です。
詳しくは、eLTAX(エルタックス)ホームページをご覧ください。[\(http://www.eltax.jp/\)](http://www.eltax.jp/)

※ 申告の対象となる資産がない場合や、事業の廃止・解散・移転などの場合でも備考欄にその旨を記入して提出してください。

目 次

I 償却資産のあらまし		III 記載例	
1 償却資産とは	2	1 償却資産申告書	6
2 申告の対象となる資産	2	2 種類別明細書	7
3 申告対象外となる資産	2	IV 償却資産の評価について	
4 資産種類別の具体例	3	1 評価額の算出方法	8
5 国税との比較	3	2 課税標準及び税額	8
6 家屋と償却資産の区部	4	【参考】減価率及び減価残存率表	9
7 リース資産について	4		
II 提出する書類		税務課ホームページでも様々な情報を提供していますのでご覧ください。	
1 申告書	5		
2 種類別明細書	5		
3 添付書類	5		
4 実地調査等のお願い	5		
5 不申告または虚偽の申告	5		

深川市 税務財政課

検索

I 償却資産のあらまし

1. 償却資産とは

法人や個人で、工場や商店などを経営している方や、アパートや駐車場などを賃貸している方、漁業や農業を営んでいる方などが、その事業の用に供している構築物・機械・工具・器具・備品などの固定資産を償却資産といいます。

2. 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在に深川市内に所有する資産で、事業のために使用または使用できる状態にあり、かつ、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもの(これに類する資産で、法人税または所得税を課せられない者が所有するものを含まず)が申告の対象となります。

- ①税務会計上、減価償却の対象となるべき資産
- ②償却済みとなった資産(残存価格に達した資産)であっても、現に事業用に供している資産
- ③経営政策等のため、減価償却を行っていない資産
- ④建設仮勘定で経理している資産の内、本年1月1日現在、事業の用に供している資産
- ⑤簿外資産(寄贈によるものなど、帳簿上資産計上していない資産)
- ⑥遊休資産(稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)
- ⑦未稼働資産(すでに完成しているが、いまだに稼働していない資産)
- ⑧賃借人(テナント等)が取り付けた家屋の内部造作および各種設備など
- ⑨道路運送車両法上の大型特殊自動車で、建設等に使用されるショベルカー、フォークリフト、除雪車、クレーン等
- ⑩ほかの事業者に事業用の資産として貸し付けているもの

※ 償却資産の取得価格とは、引取運賃、荷役料、運送保険料、購入手数料、設計管理費、据付料等の付帯費用も含まれます。なお、消費税を取得価格に含めて税務会計を行っている場合は、消費税を含めた取得価格で申告いただくことになります。

3. 申告の対象外となる資産

- ①自動車税・軽自動車税の課税対象となる車輛
- ②棚卸資産(貯蔵品、商品など)
- ③書画・骨とうなど減価償却を行わないもの。
ただし、複製等のもので装飾的な目的にするものは申告の対象になります。
- ④生物(鑑賞等に使用する生物は申告の対象となります)
- ⑤無形減価償却資産(特許権、営業権、商標権、ソフトウェアなど)
- ⑥繰延資産(創立費、開業費など)
- ⑦少額償却資産
 - ・耐用年数が1年未満の資産又は取得価格が10万円未満のもので、一時に損金に算入したもの。
 - ・取得価格20万円未満のもので、税務会計上3年間一括償却したもの
 - ・税務会計上、売買扱いとするファイナンス・リース資産で、取得価格が20万円未満のもの

4. 資産種類別の具体例

資産の種類		主な償却資産名	
1	構築物	構築物	広告塔看板, 屋外給排水設備, 屋外電気設備, 外構工事, 駐車場設備, 門, 塀, 緑化施設, 庭園, プレハブ物置など
		建物附属設備	受変電設備, 自家発電設備, テナント内装工事や内部造作など
2	機械及び装置	発電機、電動機、ボイラー等産業機械、施盤、ボール盤等、工作機械、化学装置、冷凍装置、コンプレッサー、ベルトコンベア、ブルドーザー等建設作業機械、ポンプ、農業用設備、太陽光発電設備など	
3	船舶	漁船、貨物船、ボートなど	
4	航空機	飛行機、グライダー、ヘリコプターなど	
5	車両及び運搬具	<p>大型特殊自動車、動力運搬車等 (0,00～09,000～099,9、90～99,900～999ナンバーの車両) ※自動車税または軽自動車税が課税されているものを除く ～特殊自動車の取扱い～ 農耕作業用自動車...長さ・高さ・幅の基準はなく、最高時速が35km以上のもの その他特殊自動車...長さ4.7m・高さ2.8m・幅1.7m、最高時速15kmの基準を1つでも超えるもの 上記の基準のものが大型特殊自動車に該当します。 なお、上記の基準以下のものは小型特殊自動車に該当するため、償却資産の対象になりませんのでご注意ください。</p>	
6	工具・器具及び備品	測量工具、検査工具、家具、陳列ケース、自動販売機、電気冷蔵庫、パソコン、コピー機、金庫、医療機器、理容または美容機器、エアコン、喫茶店・食堂等の備品、娯楽器具など	

5. 国税との比較

項目	国税の取り扱い	固定資産税の取り扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年(賦課期日制度)
減価償却の方法	定率法、定額法の選択制度	評価基準上の定率法(国税上の旧定率法)
前年中の新規取得	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	制度あり	制度なし
特別償却・割増償却(租税特別措置法)	制度あり	制度なし
評価額の最低限度	備忘価格(1円)	取得価格の5%
改良費(資本的支出)	原則区分評価	区分評価

6. 家屋と償却資産の区分

家屋(建物)の建築設備には、償却資産の課税対象になるものと家屋の固定資産の課税対象になるものがあります。独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産または業務の用に供されるものなどについては、償却資産として取り扱います。

また、家屋の所有者と異なる方(賃借人など)が付加施工した内装や建築設備についても償却資産として取り扱います。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋評価に含めるもの
受変電設備	自家発電設備・受変電設備など(配線等含む)	—
電灯照明設備	屋外照明設備(家屋と分離しているもの)、ネオンサイン、投光器、スポットライトなど	屋内照明設備(家屋と一体)
電話設備	電話機、交換機などの装置	配線
放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプなどの機器類	
消火装置	消火栓設備のホース、ノズル、消火器など	消火栓設備、スプリンクラー
ガス設備	屋外配管、特定の生産または業務用の設備	左記以外の設備
給水設備		
空調設備	ルームエアコン、FFストーブなど	家屋と一体の設備
運搬設備	ベルトコンベアー、垂直搬送機など	エレベーター、リフト、エスカレーター設備
厨房設備・洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・旅館・百貨店など)、寮・病院などの設備	サービス設備以外の設備

※一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

7. リース資産について

リース資産は、原則として所有者であるリース会社が申告することになりますが、リース契約の内容により取扱が変わります。

(1) 一般的な賃貸借契約

リース期間終了後、資産が貸主(リース会社等)に返還される内容であれば、貸主(リース会社等)が申告することとなります。

(2) 所有権留保付割賦販売契約

リース期間中、資産の所有権を貸主(リース会社等)にとどめておき、リース期間終了後、借主に所有権が移転するときは、地方税法第342条の規定により貸主と借主の共有資産と見なされます。

この場合は社会通念上、借主に申告していただきます。

Ⅱ 提出する書類

1. 申告書

令和6年1月1日現在で、深川市内に所有している資産の取得価格額を記入して提出してください。

なお、前年中に資産の増減のない方、該当する資産のない方、事業所の休廃止・解散・移転や住所・氏名の変更、特例該当資産や非課税該当資産があるなど、特記事項がある場合は【18備考欄】に記入してください。

2. 種類別明細書

資産の増加や、減少がある場合に提出してください。

初めて申告される方は、該当資産を増加明細書に記入して提出してください。

電算申告をされる方は、必ず全資産の明細書を添付してください。

3. 添付書類

特例該当資産や非課税該当資産がある場合は、仕様書・契約書等の提出が必要となります。

4. 実地調査等のお願い

申告書の受理後、事業をされている方がお持ちの資産内容がわかる「減価償却資産明細書」や「固定資産台帳」等の書類の写しの提出をお願いする場合や、地方税法第353条および第408条の規定により実地調査に伺う場合がありますので、その際にご協力をお願いいたします。

また、実地調査等に伴い申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合の修正年度は現年度だけではなく過去5年度分まで遡及して修正することがあります。

5. 不申告または虚偽の申告

該当する資産を所有している方で正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられる場合があるほか、地方税法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収する場合があります。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがありますのでご注意ください。

なお、再三にわたる申告依頼に応じて頂けない場合には、地方税法354条の2の規定により所得税または法人税に関する書類について閲覧を行います。その結果の償却資産の内容を基に賦課決定することがあります。

※前年度が免税の場合

前年度が免税点未満(課税標準額150万円未満)の場合や、本年度についても免税点未満になると思われる場合でも申告は必ず必要ですのでご注意ください。

記載例

1. 償却資産申告書

第二十六号様式（提出用）

令和 年 月 日 深川市長 殿		令和 年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）		法人番号を記入		該当に○印	
1 住所	2 氏名	3 個人番号又は法人番号	4 事業種目	5 事業開始年月	6 個人一事業開始年月 法人一設立年月	7 税理士等の氏名	8 短縮耐用年数の承認
（又は納税通知書送達先）	（（50）かな）	（電話番号）	（資本等の金額）	（電話番号）	（電話番号）	（電話番号）	有・無
所有者	所有者が法人の場合、名称・代表者名を記入			個人一事業開始年月 法人一設立年月		9 増加償却の届出	
				担当者の方を記入		有・無	
				この申告に承認する者の氏名及び氏名		10 非課税該当資産	
				（電話番号）		有・無	
				税理士等の氏名		11 課税標準の特例	
				（屋号）		有・無	
				経理を委託している場合に記入		12 特別償却又は圧縮記録	
				（電話番号）		有・無	
						13 税務会計上の償却方法	
						定率法・定額法	
						有・無	
						14 青色申告	
						有・無	

資産の種類	取得価額		減価償却累計額	取得価額を算出して種類別に記入	課税標準額
	前年中に取得したもの（イ）	前年中に取得したもの（ハ）			
1 建築物					
2 機械及び装置					
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品					
7 合計					

資産の種類	評価額		決定価格	課税標準額
	評価額	決定価格		
1 建築物				
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計				

15 市（区）町村内	16 借主の住所・名称等	17 事業所用家屋の所有区分	18 備考（添付書類等）
① 深川市内の事業所や資産の所在地を記入	借入資産（リース・レンタル）がある場合、貸主の名称等を記入	自己所有・借家 該当に○印	・ 償却資産の所有状況が前年と同じ場合、「前年と同じ」と、該当資産がない場合、「該当資産なし」と記載 ・ 「短縮耐用年数承認書」の写し、「増加償却の届出書」の写しなど、添付した書類の名称を記載 ・ 非課税・課税特例に該当する資産を所有する場合、その適用条文を記載 ・ 解散・休業・転出等の異動があれば、その年月日を記載 ・ その他参考となる事項があれば記載

2. 種類別明細書(増加資産・全資産用)

第二十六号様式別表一(提出用)

令和 所有者コード 記入しない 資産の種類	年度	所有者名	数字で記入 1 構築物 2 機械・装置 3 船舶 4 航空機 5 車両・運搬具 6 工具・器具・備品	資産の名称等	取得年月		(イ) 取得価額	(ロ) 減価残存率	価額	(ハ) 課税標準の特例 率 コード	課税標準額	増加事由	摘要
					年号	年月							
01	1			舗装工事	14	2910	1,508,000	15				1-2	
02	2			溶接機	35	23	120,000	6				1-2	
03	6			無線機	54	2512	470,000	6				1-2	売却
04												1-2	
05												3-4	
06												3-4	
07												1-2	
08												3-4	
09												1-2	
10												3-4	
11												1-2	
12												1-2	
13												3-4	
14												1-2	
15												3-4	
16												1-2	
17												1-2	
18												3-4	
19												1-2	
20												1-2	
							小計						3-4
							1,628,000						

数字で記入
3 昭和
4 平成
5 令和

種類別明細書(増加資産・全資産用)

数字で記入
1 構築物
2 機械・装置
3 船舶
4 航空機
5 車両・運搬具
6 工具・器具・備品

1.新品取得
2.中古品取得
3.移動による受入れ
4.その他

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」により該当する耐用年数を記入してください。

記入不要

※取得価格
取得価格には次の価額が含まれます。
・取引運賃
・運送保険料
・購入手数料
・据付費
・その他付帯費用

※圧縮記帳の制度や特別償却・割増償却(租税特別措置法)については国税において認められますが、固定資産税(償却資産)では認められませんので、圧縮額を含めた総体の価額を記入してください。

次のような事項を記載してください
1.減少資産の減少理由(売却・滅失・移動・その他)
2.課税標準の特例の適用がある場合は、その適用条項
3.耐用年数の変更があった場合は、その時期・旧耐用年数
4.耐用年数の短縮や増加償却がある場合は、その旨の表示

注意 「増加事由」の欄は、「新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他」いずれかに○印をつけてください。

IV償却資産の評価について

1. 評価額の算出方法

固定資産税の償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価格及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について評価額を一品ごとに算出します。

前年中に取得した資産の評価額

$$\text{評価額} = \text{取得価格} \times \frac{(1 - \text{減価率})}{2} \quad (\text{A})$$

※取得価格に次ページ減価残存率表の(A)欄の率を乗じても同様の値が求められます。

前年前に取得した資産の評価額

$$\text{評価額} = \text{前年度価格} \times (1 - \text{減価率}) \quad (\text{B})$$

※前年度価格に次ページ減価残存率表の(B)欄の率を乗じても同様の値が求められます。

評価額の最低限度額

評価額は上記の計算方法により毎年減価していきますが、取得価格の5%を最低限度額と定めているため、5%から減価することはありません。

2. 課税標準及び税額

深川市に所在する各資産の評価額の合計が、原則として課税標準額となります。税額は、課税標準額に税率を乗じたものです。(税額の100円未満は切り捨て)

$$\text{税額} = \text{課税標準額の合計} \times 1.4\%$$

※償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合免税点となり課税されません。

例

	課税標準額
土地	1,051,897
家屋	2,503,020
償却資産	1,897,890 ※1,382,450
合計	5,452,807 ※3,554,917

左表の場合

$$5,452,000\text{円} \times 1.4\% = (76,328)76,300\text{円}$$

(1,000円未満切捨て) (100円未満切捨て)

左表(※)の場合

$$3,554,000\text{円} \times 1.4\% = (49,756)49,700\text{円}$$

(1,000円未満切捨て) (100円未満切捨て)

※上記の計算例は固定資産税のみの算出例になります。土地、家屋は都市計画税(0.3%)についても課税される場合があります。

減価率及び減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 (A)	前年前取得 (B)			前年中取得 (A)	前年前取得 (B)			前年中取得 (A)	前年前取得 (B)
2	0.684	0.658	0.316	21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945
3	0.536	0.732	0.464	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
4	0.438	0.781	0.562	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
5	0.369	0.815	0.631	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
6	0.319	0.840	0.681	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
7	0.280	0.860	0.720	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
8	0.250	0.875	0.750	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
9	0.226	0.887	0.774	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
10	0.206	0.897	0.794	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
11	0.189	0.905	0.811	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
12	0.175	0.912	0.825	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
13	0.162	0.919	0.838	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
15	0.142	0.929	0.858	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
16	0.134	0.933	0.866	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
17	0.127	0.936	0.873	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
19	0.114	0.943	0.886	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
20	0.109	0.945	0.891	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
				40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962

固定資産税(償却資産)における耐用年数は、総務大臣告示である「固定資産評価基準」で定められており、**減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)**の別表に掲げる耐用年数によるものとされています。

※中古資産を取得した場合の申告について

中古資産を取得した場合も申告が必要です。

耐用年数は見積りによる耐用年数または、次の簡便法による耐用年数を用いることになります。

法定耐用年数を全部経過した資産	耐用年数(年) = 法定耐用年数 × 20%
法定耐用年数の一部を経過した資産	耐用年数(年) = 法定耐用年数 - 経過年数 + (経過年数 + 20%)

なお、これらの計算により算出した年数が2年に満たない場合には2年とします。

※耐用年数省令の改正に係る資産の申告について

平成20年度税制改正において、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の一部改正が行われ、法定耐用年数の見直し及び機械・装置については資産区分の大幅な見直しがありました。平成21年度以後の固定資産税(償却資産)の申告に関しては、以下の事項にご留意ください。

- 改正後の耐用年数は平成21年度分から適用されます。したがって、平成20年度までは改正前の耐用年数に応じた減価残存率、平成21年度からは改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用して算出することになります。
- 法定耐用年数の見直しがあった資産については、種類別明細書の摘要欄に耐用年数の変更があった旨を記載してください。